

○農林水産省令第 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項、第五条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十二条の二、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第六項、第二十六条第六項、第二十八条第二項、第三十五条、第四十四条第一項、第四十五条第一項第二号、第四十六条の五第一項、第四十六条の十九第一項、第四十六条の二十二並びに家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第 三百三十五号）第一条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

農林水産大臣 齋藤 健

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

(ピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の病原体)

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。

伝染性疾病	病原体
ピロプラズマ病	バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボリス、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタ、タイレリア・エクイ
(略)	(略)

（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）

第九条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知事が必要があると認められた場合のほか、ブルセラ病、結核病又はヨーネ病に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年行わなければならない。

2 前項の規定による命令により実施する検査（ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施する検査については、ブルセラ病又は結核病に係るものにあつては農林水産大臣が定める区域内で飼育している第一号から第四号までに掲げる牛を対象として、ヨーネ病に係るものにあつては第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一 四 (略)

改正前

(ピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の病原体)

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。

伝染性疾病	病原体
ピロプラズマ病	バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボリス、バベシア・エクイ、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタ
(略)	(略)

（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）

第九条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知事が必要があると認められた場合のほか、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は馬伝染性貧血に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年行わなければならない。

2 前項の規定による命令により実施する検査（ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症又は馬伝染性貧血に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施する検査については、ブルセラ病又は結核病に係るものにあつては農林水産大臣が定める区域内で飼育している第一号から第四号までに掲げる牛を対象として、ヨーネ病に係るものにあつては第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として、馬伝染性貧血に係るものにあつては第五号から第九号までに掲げる馬を対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第十号及び第十一号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一 四 (略)
五 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬

- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- 五・六 (略)

第十條 法第五條第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。

監視伝染病の種類	命令を行う場合
一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家さんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家さんサルモネラ感染症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。） ソーマ病、トリコモナス病、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、馬モルビリウイルス肺炎、馬痘、仮性皮疽、小反芻獣疫、ナイロビ羊病、羊痘、マエデイ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひる肝炎、あひるウイルス性腸炎、兔粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ病	(略)
二 (略)	(略)

2 (略)
 (指定家畜集合施設)
 第十八條 法第十二條第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。

- 六 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 七 前二号の馬と同一施設内で飼育している馬
- 八 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）による競馬に出場する馬
- 九 その他農林水産大臣又は都道府県知事の指定する馬
- 十・十一 (略)

第十條 法第五條第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。

監視伝染病の種類	命令を行う場合
一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家さんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家さんサルモネラ感染症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。） ソーマ病、類鼻疽、トリパノソーム病、トリコモナス病、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、馬モルビリウイルス肺炎、馬痘、仮性皮疽、小反芻獣疫、ナイロビ羊病、羊痘、マエデイ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひる肝炎、あひるウイルス性腸炎、兔粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ病	(略)
二 (略)	(略)

2 (略)
 (指定家畜集合施設)
 第十八條 法第十二條第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。

一 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）に基づいて行う競馬

二 （略）

三 都道府県の区域（北海道にあつては、支庁の区域）を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物

（検査の実施状況等の報告及び通報）

第二十条 都道府県知事は、毎年一月三十一日までに、その前年中に特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号により農林水産大臣に報告しなければならない。

（削る）

2| （略）

（焼却、埋却等の基準）

第三十条 法第二十一条第一項の焼却及び埋却、法第二十三条第一項の焼却、埋却及び消毒並びに法第二十五条第一項の消毒についての農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 焼却及び埋却にあつては、対象とする家畜の死体又は物品の性状、病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

イ 死体を焼却する場合にあつては、死亡獣畜を焼却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。

ロ 物品を焼却する場合にあつては、焼却炉又は人家、飲料水

一 競馬法に基づいて行う競馬

二 （略）

三 都道府県の区域（北海道にあつては、支庁の区域）を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物

（検査の実施状況等の報告及び通報）

第二十条 都道府県知事は、毎月十日までに、その前月中に特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十二号により農林水産大臣に報告しなければならない。

2| 都道府県知事は、毎年一月三十一日までに、その前年中に特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号により農林水産大臣に報告しなければならない。

3| （略）

（焼却、埋却等の基準）

第三十条 法第二十一条第一項の焼却及び埋却、法第二十三条第一項の焼却、埋却及び消毒並びに法第二十五条第一項の消毒についての農林水産省令で定める基準は、別表第三のとおりとする。ただし、腐蝕病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品についての法第二十三条第一項の焼却及び消毒の基準は、別表第四のとおりとする。

（新設）

、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常家畜が接近しない場所で行うこと。

ハ 死体を埋却する場合には、死亡獣畜を埋却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。

ニ 物品を埋却する場合には、人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。

ホ 死体又は物品を埋却する場合には、埋却した場所に、次の事項を記載した標示をしておくこと。

(1) 埋却した死体又は物品に係る病名及び家畜にあつてはその種類

(2) 埋却した年月日及び発掘禁止期間

(3) その他必要な事項

二 消毒にあつては、対象とする消毒目的物の性状、病原体の性質、別表第三に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

三 焼却、埋却及び消毒にあつては、実施者の安全並びに実施場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること

(消毒の方法)

第三十三条の四 法第二十五条第六項、第二十六条第六項及び第二十八条第二項の規定による消毒は、第三十条第二号及び第三号の消毒の基準に従い、別表第四の病原体の種類に掲げる種類の病原体につき、同表の消毒設備の欄に定める設備を利用し、それぞれ同表の消毒薬の種類に定める種類の消毒薬を使用して行うものとする。この場合において、医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員の指示に従うものとする。

第三十五条 法第二十七条の場合には、家畜の死体については消毒薬を浸したむしろ、こも等でその全体を包み、物品又は施設については第三十条第二号及び第三号の基準に準じて消毒しなければならない。

(新設)

(新設)

(消毒の方法)

第三十三条の四 法第二十五条第六項、第二十六条第六項及び第二十八条第二項の規定による消毒は、別表第五の上欄に掲げる種類の家畜伝染病につき、同表の中欄に定める設備を利用し、それぞれ同表の下欄に定める種類の消毒薬を使用して行うものとする。この場合において、医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員の指示に従うものとする。

第三十五条 法第二十七条の場合には、家畜の死体については消毒薬を浸したむしろ、こも等でその全体を包み、物品又は施設については別表第三の消毒基準に準じて消毒しなければならない。

2
(略)
ならない。

(報告)
第四十二条 都道府県知事は、一月三十一日までに、その前年中に家畜伝染病のまん延を防止するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号及び様式第十九号により農林水産大臣に報告しなければならない。
(削る)

(輸入検査証明書等)
第五十一条 (略)

2・3 (略)
4 法第四十四条第一項の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付さなければならぬ指定検査物の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

指定検査物の種類	箇所	標識の種類及び様式
牛 (法第四十四条第一項の規定による輸入検査証明書がいずれの個体に係るものであるかを識別するための措置(以下「 <u>個体識別措置</u> 」という。)(が講じられているものを除く。)	(略)	(略)
馬 (個体識別措置が講じられているものを除く。)	(略)	(略)
動物以外の指定検査物 (容器包装の大きさ又は状態によりスタンプを押すことが困難な	(略)	スタンプ 別記様式第二十七号又は第二十八号

2
(略)

(報告)
第四十二条 都道府県知事は、毎月十日までに、その前月中に家畜伝染病のまん延を防止するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十二号により農林水産大臣に報告しなければならない。
2 | 都道府県知事は、一月三十一日までに、その前年中に家畜伝染病のまん延を防止するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号及び様式第十九号により農林水産大臣に報告しなければならない。

(輸入検査証明書等)
第五十一条 (略)

2・3 (略)
4 法第四十四条第一項の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付さなければならぬ指定検査物の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。ただし、指定検査物を包有する郵便物についての標識の種類は、当該指定検査物の容器包装の大きさ又は状態によりスタンプを押すことが困難である場合には、同表に掲げる票のみとする。

指定検査物の種類	箇所	標識の種類及び様式
牛	(略)	(略)
馬	(略)	(略)
動物以外の指定検査物	(略)	スタンプ 別記様式第二十七号

ものを除く。)	指定検疫物を包有する郵便物 (容器包装の大きさ又は状態によりスタンプを押すことが困難なものを除く。)	(略)	スタンプ 別記 様式第二十七号 又は第二十八号
---------	---	-----	-------------------------------

5) 外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者の携帯品として輸入する指定検疫物及び指定検疫物を包有する郵便物に対し、前項の規定に基づきスタンプを押した場合には、当該スタンプを法第四十四条第一項の規定による輸入検疫証明書とみなす。

(輸出品の指定)

第五十三条 法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物は、次の各号に掲げる物とする。

- 一 第四十五条第一号に掲げる動物、同条第二号に掲げる卵(ふ化を目的とするものに限る。)並びに同条第四号に掲げる精液、受精卵及び未受精卵
- 二 第四十五条第一号から第六号までに掲げる物(前号に掲げる物及び次に掲げる物を除く。)
- イ 法第四十五条第一項第一号以外のもの
- ロ 乳等(第四十五条第四号に掲げるものをいう。)のうち、外国へ出港する船舶又は航空機に乗ろうとする者の携帯品として輸出するもの

(家畜伝染病病原体)

第五十六条の三 法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス(L株、B A I Y S株、R B O K株、L A株及び赤穂株を除く。)(別名牛疫ウイルス)
- 二 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス(L株、B A I Y S株、R B O K株、L A株及び赤穂株に限る。)(別名牛疫ウイルス)

指定検疫物を包有する郵便物	(略)	スタンプ及び票 別記 様式第二十八号
---------------	-----	-----------------------

(新設)

(輸出品の指定)

第五十三条 法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物は、第四十五条第一号から第六号までに掲げる物(第四号に掲げる物にあつては、外国へ出港する船舶又は航空機に乗ろうとする者の携帯品として輸出する乳等(同号に規定する乳等をいう。)を除く。)とする。

(新設)

(新設)

(家畜伝染病病原体)

第五十六条の三 法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス(L株、B A I Y S株及びR B O K株を除く。)(別名牛疫ウイルス)
- (新設)

三| マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるものに限定。）（別名牛肺疫菌）

四| (略)

五| マイコバクテリウム・ボービス（別名結核病菌）

六| (略)

七| インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（第五十六條の第二十七号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名高病原性鳥インフルエンザウイルス）

八| イ・ロ（略）

九| 血清型がH五又はH七であつて、ヘマグルチニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。

十| インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（血清型がH五又はH七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六條の第二十七号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

二| マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるもののSC株に限る。）（別名牛肺疫菌）

三| (略)

四| (新設)

五| (略)

六| インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（第五十六條の第二十七号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名高病原性鳥インフルエンザウイルス）

七| イ・ロ（略）

八| 血清型がH五又はH七であつて、ヘマグルチニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。

九| インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（血清型がH五又はH七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六條の第二十七号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

イ| (略)

三| (重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準)
第五十六條の八 法第四十六條の六第一項第二号（法第四十六條の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六條の三第一号、第四号及び第九号に掲げる病原体（以下「重点管理家畜伝染病病原体」という。）の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。
一〜八 (略)

三| (重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準)
第五十六條の九 (略)

二| (要管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準)
第五十六條の三第二号及び第十一号に掲げる病原体の取扱施設であつて、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、前項第三号ハ、ニ及びト並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

二| (要管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準)
第五十六條の三第九号に掲げる病原体の取扱施設であつて、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、前項第三号ハ、ニ及びト並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

三| 第五十六條の三第十一号に掲げる病原体（第五十六條の三第十号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが確認されたものに

三| 第五十六條の三第九号に掲げる病原体（第五十六條の三第八号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが確認されたものに限

限る。)の取扱施設であつて、鳥類以外の動物に対して当該病原体を使用するものについては、第一項第三号ハ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号ニ及び第五号の規定の適用については、同項第三号ニ中「設けること」とあるのは「設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること」と、同項第五号中「実験室等」とあるのは「当該取扱施設」とする。
4 (略)

(届出伝染病等病原体)
第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。
(削る)

- 一 〇五 (略)
- 二 〇六 (略)
- 三 〇七 (略)
- 四 〇八 (略)
- 五 〇九 (略)
- 六 一〇 (略)
- 七 一一 (略)
- 八 一二 (略)
- 九 一三 (略)
- 十 一四 (略)
- 十一 一五 (略)
- 十二 一六 (略)
- 十三 一七 (略)
- 十四 一八 (略)
- 十五 一九 (略)

(届出伝染病等病原体取扱施設の基準)
第五十六条の三十二 法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 〇三 (略)
- 二 〇四 (略)
- 三 〇五 (略)
- 四 〇六 (略)
- 五 〇七 (略)
- 六 〇八 (略)
- 七 〇九 (略)
- 八 一〇 (略)
- 九 一一 (略)
- 十 一二 (略)
- 十一 一三 (略)
- 十二 一四 (略)
- 十三 一五 (略)
- 十四 一六 (略)
- 十五 一七 (略)

イ (略)
ロ 第五十六条の二十七第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号から第十号まで、第十四号及び第十五号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

五・六 (略)
前項の規定は、第五十六条の三第十一号イからりまでに掲げる

る。)の取扱施設であつて、鳥類以外の動物に対して当該病原体を使用するものについては、第一項第三号ハ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号ニ及び第五号の規定の適用については、同項第三号ニ中「設けること」とあるのは「設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること」と、同項第五号中「実験室等」とあるのは「当該取扱施設」とする。
4 (略)

(届出伝染病等病原体)
第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 〇一 (略)
- 二 〇二 (略)
- 三 〇三 (略)
- 四 〇四 (略)
- 五 〇五 (略)
- 六 〇六 (略)
- 七 〇七 (略)
- 八 〇八 (略)
- 九 〇九 (略)
- 十 一〇 (略)
- 十一 一一 (略)
- 十二 一二 (略)
- 十三 一三 (略)
- 十四 一四 (略)
- 十五 一五 (略)
- 十六 一六 (略)
- 十七 一七 (略)
- 十八 一八 (略)
- 十九 一九 (略)
- 二十 二〇 (略)
- 二十一 二一 (略)
- 二十二 二二 (略)
- 二十三 二三 (略)
- 二十四 二四 (略)
- 二十五 二五 (略)
- 二十六 二六 (略)
- 二十七 二七 (略)
- 二十八 二八 (略)
- 二十九 二九 (略)
- 三十 三〇 (略)
- 三十一 三一 (略)
- 三十二 三二 (略)
- 三十三 三三 (略)
- 三十四 三四 (略)
- 三十五 三五 (略)
- 三十六 三六 (略)
- 三十七 三七 (略)
- 三十八 三八 (略)
- 三十九 三九 (略)
- 四十 四〇 (略)
- 四十一 四一 (略)
- 四十二 四二 (略)
- 四十三 四三 (略)
- 四十四 四四 (略)
- 四十五 四五 (略)
- 四十六 四六 (略)
- 四十七 四七 (略)
- 四十八 四八 (略)
- 四十九 四九 (略)
- 五十 五〇 (略)
- 五十一 五一 (略)
- 五十二 五二 (略)
- 五十三 五三 (略)
- 五十四 五四 (略)
- 五十五 五五 (略)
- 五十六 五六 (略)
- 五十七 五七 (略)
- 五十八 五八 (略)
- 五十九 五九 (略)
- 六十 六〇 (略)
- 六十一 六一 (略)
- 六十二 六二 (略)
- 六十三 六三 (略)
- 六十四 六四 (略)
- 六十五 六五 (略)
- 六十六 六六 (略)
- 六十七 六七 (略)
- 六十八 六八 (略)
- 六十九 六九 (略)
- 七十 七〇 (略)
- 七十一 七一 (略)
- 七十二 七二 (略)
- 七十三 七三 (略)
- 七十四 七四 (略)
- 七十五 七五 (略)
- 七十六 七六 (略)
- 七十七 七七 (略)
- 七十八 七八 (略)
- 七十九 七九 (略)
- 八十 八〇 (略)
- 八十一 八一 (略)
- 八十二 八二 (略)
- 八十三 八三 (略)
- 八十四 八四 (略)
- 八十五 八五 (略)
- 八十六 八六 (略)
- 八十七 八七 (略)
- 八十八 八八 (略)
- 八十九 八九 (略)
- 九十 九〇 (略)
- 九十一 九一 (略)
- 九十二 九二 (略)
- 九十三 九三 (略)
- 九十四 九四 (略)
- 九十五 九五 (略)
- 九十六 九六 (略)
- 九十七 九七 (略)
- 九十八 九八 (略)
- 九十九 九九 (略)
- 百 一〇〇 (略)

(届出伝染病等病原体取扱施設の基準)
第五十六条の三十二 法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 〇三 (略)
- 二 〇四 (略)
- 三 〇五 (略)
- 四 〇六 (略)
- 五 〇七 (略)
- 六 〇八 (略)
- 七 〇九 (略)
- 八 一〇 (略)
- 九 一一 (略)
- 十 一二 (略)
- 十一 一三 (略)
- 十二 一四 (略)
- 十三 一五 (略)
- 十四 一六 (略)
- 十五 一七 (略)
- 十六 一八 (略)
- 十七 一九 (略)
- 十八 二〇 (略)
- 十九 二一 (略)
- 二十 二二 (略)
- 二十一 二三 (略)
- 二十二 二四 (略)
- 二十三 二五 (略)
- 二十四 二六 (略)
- 二十五 二七 (略)
- 二十六 二八 (略)
- 二十七 二九 (略)
- 二十八 三〇 (略)
- 二十九 三一 (略)
- 三十 三二 (略)
- 三十一 三三 (略)
- 三十二 三四 (略)
- 三十三 三五 (略)
- 三十四 三六 (略)
- 三十五 三七 (略)
- 三十六 三八 (略)
- 三十七 三九 (略)
- 三十八 四〇 (略)
- 三十九 四一 (略)
- 四十 四二 (略)
- 四十一 四三 (略)
- 四十二 四四 (略)
- 四十三 四五 (略)
- 四十四 四六 (略)
- 四十五 四七 (略)
- 四十六 四八 (略)
- 四十七 四九 (略)
- 四十八 五〇 (略)
- 四十九 五一 (略)
- 五十 五二 (略)
- 五十一 五三 (略)
- 五十二 五四 (略)
- 五十三 五五 (略)
- 五十四 五六 (略)
- 五十五 五七 (略)
- 五十六 五八 (略)
- 五十七 五九 (略)
- 五十八 六〇 (略)
- 五十九 六一 (略)
- 六十 六二 (略)
- 六十一 六三 (略)
- 六十二 六四 (略)
- 六十三 六五 (略)
- 六十四 六六 (略)
- 六十五 六七 (略)
- 六十六 六八 (略)
- 六十七 六九 (略)
- 六十八 七〇 (略)
- 六十九 七一 (略)
- 七十 七二 (略)
- 七十一 七三 (略)
- 七十二 七四 (略)
- 七十三 七五 (略)
- 七十四 七六 (略)
- 七十五 七七 (略)
- 七十六 七八 (略)
- 七十七 七九 (略)
- 七十八 八〇 (略)
- 七十九 八一 (略)
- 八十 八二 (略)
- 八十一 八三 (略)
- 八十二 八四 (略)
- 八十三 八五 (略)
- 八十四 八六 (略)
- 八十五 八七 (略)
- 八十六 八八 (略)
- 八十七 八九 (略)
- 八十八 九〇 (略)
- 八十九 九一 (略)
- 九十 九二 (略)
- 九十一 九三 (略)
- 九十二 九四 (略)
- 九十三 九五 (略)
- 九十四 九六 (略)
- 九十五 九七 (略)
- 九十六 九八 (略)
- 九十七 九九 (略)
- 九十八 一〇〇 (略)
- 九十九 一〇一 (略)
- 百 一〇二 (略)

イ (略)
ロ 第五十六条の二十七第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

五・六 (略)
前項の規定は、第五十六条の三第九号イからりまでに掲げる病

病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

(適用除外となる病原体)

第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

(削る)

- 一 マイコプラズマ・マイコイデス(亜種がマイコイデスであるもののV株に限る。)
- 二 〃五 (略)

(適用除外とならない病原体)

第五十六条の三十五 法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 第五十六条の三十号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH二N二、H五N一、H七N七又はH七N九であるもの(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号)第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症」という。)の病原体を除く。)
- 二 第五十六条の三十一号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH五N一、H七N七又はH七N九であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)

三 第五十六条の三十一号ハからリまでに掲げる病原体

- 四 第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH七N七であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)

病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

(適用除外となる病原体)

第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス(LA株及び赤穂株に限る。)
- 二 マイコプラズマ・マイコイデス(亜種がマイコイデスであるもののSC株のV株に限る。)
- 三 〃六 (略)

(適用除外とならない病原体)

第五十六条の三十五 法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 第五十六条の三十号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH二N二、H五N一又はH七N七であるもの(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号)第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症」という。)の病原体を除く。)
- 二 第五十六条の三十九号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH五N一又はH七N七であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)

三 第五十六条の三十九号ハからリまでに掲げる病原体

- 四 第五十六条の二十七第十六号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH七N七であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)

農林水産大臣 殿		年 月 日			
都道府県知事 氏 名 ㊟					
家畜伝染病予防法第12条の2(第95条)の規程により、下記のとおり報告する。					
実施区域	飼養頭数	検査実施状況(月分)		実施した 延 人員	備 考
		検査頭数	検査の結果		
		実施数	陽性 疑陽性 陰性		
		延頭数			
計					
備 考					

注意、備考欄には、検査を猶予した理由、検査の結果となった処置等を記入すること。

二

農林水産大臣 殿		年 月 日			
都道府県知事 氏 名 ㊟					
家畜伝染病予防法第12条の2(第95条)の規程により、下記のとおり報告する。					
実施区域	検査頭数	検査実施状況(月分)		実施した 延 人員	備 考
		検査の結果	検査実施状況(月分)		
		陽性 疑陽性 陰性	検査実施状況(月分)		
計					
備 考					

注意、備考欄には、検査を猶予した理由、検査の結果となった処置等を記入すること。

三

年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事 氏 名 ㊟

家畜伝染病予防法第12条の2(第35条)の規程により、下記のとおり報告する。

実施区域	飼養頭数	注射回数			注射の反応			接種した数	従事した延人員	生物学的製剤使用量	摘要
		第1回	第2回	第3回	計	死亡	発熱				
計											
使用した生物学的製剤	製造所名		製造年月日		ロット番号		その他				
備考											

注意 備考欄には、注射を猶予した理由、注射反応のあった家畜についてはその反応の状態及びそれに対する処置を記入すること。

四

年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事 氏 名 ㊟

家畜伝染病予防法第12条の2(第35条)の規程により、下記のとおり報告する。

実施区域	飼養頭数	実施頭数		薬浴(投薬)の反応		接種した数	従事した延人員	薬品使用量	摘要
		実施数	延滞数	死亡	発熱				
計									
備考									

注意 備考欄には、次の事項を記入すること。

- 1 使用した薬品の製造所名
- 2 薬浴(投薬)を猶予した理由、薬浴(投薬)反応のあった家畜についてはその反応の状態及びそれに対する処置等

五

農林水産大臣 殿

年 月 日

都道府県知事 氏 名 ㊟

家畜伝染病予防法第12条の2(第35条)の規程により、下記のとおり報告する。

何 何 (まん延防止のための)	消毒方法(清潔方法)		【おすみ 駆除方法】		実施状況(月分)		備 考
	区市町村名	畜舎数	計画 畜舎数	実施 畜舎数	実施方法	完了した 畜舎数	
計							
備 考							

注意 備考欄には、猶予した理由等記入すること。

六

農林水産大臣 殿

年 月 日

都道府県知事 氏 名 ㊟

家畜伝染病予防法第12条の2(第35条)の規程により、下記のとおり報告する。

区 分	実施 月日	都 市 町村名	所有者 (管理者) 氏名	家畜伝染病予防法第12条の2(第35条)の規程により、下記のとおり報告する。		消毒(消毒)物品の数量(月分)		定事した 延人員	備 考
				飼養 頭数	飼養 頭数	果箱 の 数	果箱 の 数		
計									
備 考									

注意 備考欄には、焼却(消毒)に要した燃料又は薬品等の名称、数量等について記入すること。
本様式…一部改正㉔、一部改正㉕、一部改正㉖、一部改正㉗、一部改正㉘、一部改正㉙

二

輸入検疫証明書

検疫番号
交付年月日

申請者住所氏名
〔法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名〕印

種	類
重	量 (箇 数)
こ	う り 数
商	標
生	産 地
容	器 包 装 の 種 類
用	途
仕	向 地
荷	受 人 住 所 氏 名
荷	送 人 住 所 氏 名
取	扱 人 住 所 氏 名
と	う 載 地 名 及 び とう 載 年 月 日
と	う 載 船 舶 (航 空 機) 名
検	査、消 毒 の 実 施 状 況
検	査 の 場 所

上記は、家畜伝染病予防法第40条（第41条、第42条、第43条）の規定により、
制限の検疫を終了したことを証明する。



年 月 日

農林水産省動物検疫所
家畜防疫官
氏 名 印

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

三 (略)

二

輸入検疫証明書

検疫番号
交付年月日

申請者住所氏名
〔法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名〕印

種	類
重	量 (箇 数)
こ	う り 数
商	標
生	産 地
容	器 包 装 の 種 類
用	途
仕	向 地
荷	受 人 住 所 氏 名
荷	送 人 住 所 氏 名
取	扱 人 住 所 氏 名
と	う 載 地 名 及 び とう 載 年 月 日
と	う 載 船 舶 (航 空 機) 名
検	査、消 毒 の 実 施 状 況
検	査 の 場 所

上記は、家畜伝染病予防法第40条（第41条、第42条、第43条）の規定により、
制限の検疫を終了したことを証明する。



年 月 日

農林水産省動物検疫所
家畜防疫官
氏 名 印

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

三 (略)

様式第二十八号（第五十一条関係）

一・二（略）

三

縦 6センチメートル
横 11センチメートル
(添綴色)

②	第 _____ 号	年 月 日 _____
	検 疫 _____ 済 _____	
	農林水産省動物検疫所	

裏

②	No. _____	Date _____
	Quarantined _____	
	Animal Quarantine Service, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries	

縦 6センチメートル
横 11センチメートル
(添綴色)

四

②	第 _____ 号	年 月 日 _____
	消 毒 _____ 済 _____	
	農林水産省動物検疫所	

裏

②	No. _____	Date _____
	Disinfected _____	
	Animal Quarantine Service, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries	

(前)

(前)

様式第三十号 (第五十四条照送)

日本国農林水産省
輸出検疫証明書

EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号 _____ 申請者住所
Certificate No. _____ Address of applicant
発行年月日 _____ 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Date of issue _____ Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づき検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体をひろ
げるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of
disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the
inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

動物の種類及び品種	Species of animal	数
Total head of animal		
性別	Sex	別
性別	Sex	別
年齢	Age	別
用途	Use	別
産地	Country of Origin	地
荷送人住所氏名	Name & address of consignor	名
荷受人住所氏名	Name & address of consignee	名
とう載地及びとう載年月日	Date & place of shipment	日
とう載船舶(航空機)名	Name of ship or flight	名
留期間	Quarantine period	日
検査方法及び結果	Method & result of inspection	果
備考	Remarks	考



農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service
家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

浮出とすること。

氏名 _____ (Signature) _____ (Seal)

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第三十号 (第五十四条照送)

(淡緑色)

日本国農林水産省
輸出検疫証明書

EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号 _____ 申請者住所
Certificate No. _____ Address of applicant
発行年月日 _____ 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Date of issue _____ Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づき検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体をひろ
げるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of
disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the
inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

動物の種類及び品種	Species of animal	数
Total head of animal		
性別	Sex	別
性別	Sex	別
年齢	Age	別
用途	Use	別
産地	Country of Origin	地
荷送人住所氏名	Name & address of consignor	名
荷受人住所氏名	Name & address of consignee	名
とう載地及びとう載年月日	Date & place of shipment	日
とう載船舶(航空機)名	Name of ship or flight	名
留期間	Quarantine period	日
検査方法及び結果	Method & result of inspection	果
備考	Remarks	考



農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service
家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

浮出とすること。

氏名 _____ (Signature) _____ (Seal)

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

二

日本国農林水産省
輸出検疫証明書

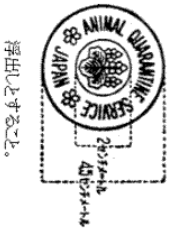
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate No. _____
発行年月日
Date of issue _____
申請者住所
Address of applicant _____
氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づき検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体をひらきおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned animals are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物品の種類 Kind of article	
重量、個数又はこうり款 Weight, Nos. of package or containers	
商標 Trade Mark	
容器包装の種類 Kind of container or packages	
荷送人住所氏名 Name & address of consignor	
荷受人住所氏名 Name & address of consignee	
とう敷地及びとう敷年月日 Date & place of shipment	
とう敷船舶(航空機)名 Name of ship or flight	
検査実施年月日及びその状況 Date & condition of inspection	
備考 Remarks	



押出しとすること。

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service
家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏名 (Signature) _____
(印) _____
(Seal)

注意 用紙の大きさは、日本工業規格Aとすること。

三 (略)

二 (淡黄色)

日本国農林水産省
輸出検疫証明書

EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate No. _____
発行年月日
Date of issue _____
申請者住所
Address of applicant _____
氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づき検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体をひらきおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned animals are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物品の種類 Kind of article	
重量、個数又はこうり款 Weight, Nos. of packages or containers	
商標 Trade Mark	
容器包装の種類 Kind of container or packages	
荷送人住所氏名 Name & address of consignor	
荷受人住所氏名 Name & address of consignee	
とう敷地及びとう敷年月日 Date & place of shipment	
とう敷船舶(航空機)名 Name of ship or flight	
検査実施年月日及びその状況 Date & condition of inspection	
備考 Remarks	



押出しとすること。

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service
家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏名 (Signature) _____
(印) _____
(Seal)

注意 用紙の大きさは、日本工業規格Aとすること。

三 (略)

4| 合反応法による検査を行うこと。
 5| ブルセラ病の疑似患畜の判定をした日に当該疑似患畜と同じ農場で飼養されている牛については、急速凝集反応法による検査を行うこと。
 6| 患畜の判定をした日に当該患畜と同じ農場で飼養されており、又は当該患畜と同じ農場で飼養されていたことがある牛（4の牛に該当する牛を除く。）については、エライザ法による検査を行うこと。
 7| 急速凝集反応法による検査に代えてエライザ法による検査を行うことができる。

3| かつてい
 あると診
 断できる
 もの
 次のい
 らかに該
 当するも
 のは
 ブルセラ
 病の患畜
 又は疑似
 患畜で
 ないもの
 とする。
 一| 急速凝
 集反応法
 による反
 応が陰性
 であるも
 の
 二| ズ法によ
 る反応が
 陰性であ
 るもの

4| 検査の
 反応が
 陽性で
 ある場
 合に実
 施する
 二| 診断
 に用い
 る抗原
 は、生
 理食塩
 液でブ
 ルセラ
 補体結
 合反応
 用可溶
 性抗原
 の原液
 を二単
 位とな
 るよう
 に薄め
 たもの
 とする
 三| 1から
 3までの
 検査以外
 の検査（
 ただし、
 三の検査
 は、必要
 と認める
 場合に行
 えばよい
 一| 疫学

二| 倍率に希釈した指
 示血清及び被検牛
 血清を分注した後
 密封し、三分
 間二十度から三十
 度までの温度で感
 作すること。
 一| により感作し
 たブルセラ診断プ
 レートを洗浄液で
 三回洗浄し、これ
 に洗浄液で所定の
 倍数に希釈した二
 次抗体溶液を分注
 した後、密封し、
 三十分間二十度か
 ら三十度までの温
 度で感作すること
 三| 二により感作し
 たブルセラ診断プ
 レートを洗浄液で
 三回洗浄し、これ
 に発色基質液（使
 用する直前に調整
 したものを）を分注
 した後、十分間二
 十度から三十度ま
 での温度で反応さ
 せ、反応停止液を
 分注し、所定の波
 長で測定した吸光
 度値により算出し
 た指示血清に対す
 る相対吸光度値で
 判定すること。
 四| 指示血清に対す
 る相対吸光度値が

三| 陰性であるも
 の
 による反応が
 陰性であるも
 の
 の
 補体結合反
 応検査による
 反応が陰性で
 あるもの

三 二
檢 檢 的
査 査 臨
細 査 床
菌

4| 二| 3|
急速凝集反応法に| 五倍の希釈血清| 補体結合反応検査
| において五十%溶| において五十%溶| 十六時間から二
血阻止未満である| 血阻止未満である| 十時間までの間四
ものを陰性とする| ものを陰性とする| 度から七度までの
こと。| こと。| 温度で感作した希
| | | 釈血清（非働化血
| | | 清を生理食塩液で
| | | 五倍、十倍及び二
| | | 十倍に希釈し、こ
| | | れらに等量の抗原
| | | とあらかじめ二単
| | | 位となるように検
| | | 定した倍量のモル
| | | モット補体を加え
| | | たもの）に二%め
| | | ん羊感作血球液（
| | | あらかじめ検定し
| | | た二単位の溶血素
| | | 液と二%めん羊血
| | | 球液を同量混和し
| | | たもの）を加えて
| | | 、三十分間三七
| | | 度の温度で感作し
| | | た後の溶血の程度
| | | により判定するこ
| | | と。

結核病 (略)	
<p>1 (略)</p> <p>ツベルクリン検査 注射に用いるツベルクリンは、牛にあつてはツベルクリン原液とし、山羊にあつては五パーセン トツベルクリン液とし</p>	
<p>1 (略)</p> <p>ツベルクリンの注射後七十二時間を経過した時における注射部位の皮膚の厚さと注射前における同部位の皮膚の厚さとの差(以下「腫脹の差」という。)及び注射部位の皮膚の組織の硬結(以下「硬結」という。)の有無により陽性、陰性又は疑反応を判定す</p>	
<p>1 (略)</p> <p>次のいずれか に該当するものは、結核病の患者とする 一 細菌検査において結核病の病原体が認められるもの 二 組織検査</p>	
結核病 (略)	
<p>1 (略)</p> <p>ツベルクリン検査 皮内注射法による。ただし、牛については皮下注射法によることができる。 一 皮内</p>	
<p>1 (略)</p> <p>皮内注射法の場合、ツベルクリン注射後七十二時間を経過した時における注射部位の皮膚の厚さと注射前における同部位の皮膚の厚さとの差(以下「腫脹の差」という。)及び注射部位の皮膚の組織の硬結(以下「硬結」という。)</p>	<p>5 による検査において陰性であつても急速凝集反応法による検査以外の検査の結果ブルセラ病にかかつているおそれがあることを認められた牛については、急速凝集反応法による検査の結果が判明した日から十四日以上二十一日以内の間隔においてエライザ法及び補体結合反応法による検査を行うこと。 ブルセラ病の患者と同居した牛については、十四日以上六十日以内の間隔を置いて検査を繰り返し、その牛及びその牛と同居する全ての家畜が陰性となるまで検査を行うこと。</p>
<p>1 (略)</p> <p>次のいずれかに該当するものは、結核病の患者とする。 一 ツベルクリン反応が陽性であるもの 二 ツベルクリン反応が陽性でないがツベルクリンによる検査以外</p>	

検査

6)

結核病の患畜の判定をした日に当該患畜と同じ農場で飼養されており、又は当該患畜と同じ農場で飼養されていたことがある牛（5の牛に該当する牛を除く。）については、ツベルクリン検査を行うこと。この場合において、方法の欄の1の二にかかわらず、再度のツベルクリン検査は行わないこと。

患畜でないものとする

二)

根部の側の壁の軟部の消毒を消ア用ルコルで十分消毒した後、皮下注射する。その時も注射に用いるツベルクリンは、5%石炭酸水でツベルクリン原液の十倍を薄め、たものとし、

2)

六)

畜については、十四日以上六十日以内の間隔を繰り返すこと。

一)

結核病の患畜又は疑似患畜と同居した牛については、十四日以上六十日以内の間隔を繰り返して検査を繰り返すこと。検査を繰り返す間、引続き二回の検査においてその牛及びその牛と同居する全ての牛が陰性となるまで検査を行うこと。

二)

皮下注射法の場合、ツベルクリン注射後八時間から二十四時間までの間に二時間ごに行う検温における最高体温と注射前に四時間ごとに三回以上行つた検温における最高体温との差及び注射後における熱候による陽性、陰性又は疑反応を判定すること。

体温の差が一度以上の増温を示し、熱候の持続するものを陽性、〇・六度以下の増温にとどまり熱候の持

病 ヨーネ	
3 実施する。 ヨーニン検	1 予備的抗体 検出法（以下「スクリーニング法」という。）による検査 2 リアルタイムPCR法による検査 ヨーネ菌DNAを検出するヨーネ病診断用リアルタイムPCRキットを用いて
に希釈し、十五分に希釈し、十五分	1 スクリーニング法（ヨーネ病診断用抗原相化酵素抗体反応キット（マイコバクテリウム・フレイクテリウム・フレイク抽出抗原で血清処理するものに限る。）による方法）による検査の場合 ヨーネ菌粗抽出抗原を固相化したプレート（以下「スクリーニングプレート」という。）に、試料希釈吸収液で所定の倍数に希釈し、十五分
接鏡検査（直	1 次のいずれか に該当するものは、ヨーネ病の患者とす る。 頑固な水性下痢、栄養不良、泌乳量の低下等の臨床症状を示し、細菌検査（直
病 ヨーネ	
応が陽性	1 予備的抗体検出法（以下「スクリーニング法」という。）による検査 2 クリンツベルc 才満一c 才五c 才以上するもの 二 検査 一 外 の検査 ツベルc 才満一c 才五c 才以上するもの による区分 は、注射量
に希釈し、十五分	1 スクリーニング法（ヨーネ病診断用抗原相化酵素抗体反応キット（マイコバクテリウム・フレイク抽出抗原で血清処理するものに限る。）による方法）による検査の場合 ヨーネ菌粗抽出抗原を固相化したプレート（以下「スクリーニングプレート」という。）に、試料希釈吸収液で所定の倍数に希釈し、十五分 三 注射後二十時間の検温において引き続き体温の上昇する傾向のあるものは、更に二十四時間から三十六時間間に検査を行い、判定をするこ
おいて菌分離	1 次のいずれか に該当するものは、ヨーネ病の患者とする。 慢性で頑固な水性下痢、栄養不良、泌乳量の低下等の臨床症状を示し、細菌検査（直接鏡検）で集塊状の抗酸菌が証明されたもの 二 細菌培養（分離培養）に

5| 3| 2| 1| 4| 査

よる検査、ヨムPCR法にリアルタイ場合と認める

三| 合の検査の場羊についてん羊又は山同居したため疑似患者と検査の場合

二| 検査の場合羊又は山羊られためんあると認めらおそれがいかかつていヨーネ病に検査の結果実施する。ヨーネン

一| 実施する。ヨーネン

4| 補体結合反応検査 次の場合に

°。トルを注射するものとする

部の皮内に○部の雛壁の軟液とし、尾根

のヨーネン原

るヨーネンはい

注射に用い

四| 三| 二|

る相対吸光度値が

判定すること。

指示血清に對する相対吸光度値で

た指示血清に對する相対吸光度値を

長で測定した吸光度値により算出した

度値により算出した

分注し、所定の波

せ、反応停止液を

での温度で反応さ

度から二十六度ま

た後、十分間十六

基質溶液を分注し

で洗浄し、これに

プレートを洗浄液

たスクリーニング

二により感作し

す

までの温度で感作

六度から二十六度

封し、十分間十

を分注した後、密

した酵素標識抗体

所定の倍数に希釈

標識抗体希釈液で

で洗浄し、これに

プレートを洗浄液

たスクリーニング

一により感作し

°。トルを注射するものとする

六度から二十六度

し、四十五分間十

及び被検牛血清を

感作した指示血清

六度までの温度で

間十六度から二十

五| 四| 三| 二|

に又は山羊

るめん羊

患者の疑似

病の疑似

もの

上である

積血清以

が十倍希

る抗体価

応法によ

体結合反

あり、補

ル以上で

リメートル

差が二ミ

で腫脹の

ンヨーネ

の

なつたも

が陽性と

よる反応

C R法に

タイムP

リアル

もの

となつた

分離陽性

おいて菌

培養)に

査(分離

れたもの

が証明さ

の抗酸菌

で集塊状

3| 2|

一| ン検査

ン注射

に用い

るヨー

ニは

ニは

、ヨー

ニ原

液とし

、注射

量は、

○・一

c cと

合には、

2、3、

4、5又

は6の検

査を行う

ものとする

°。トルを注射するものとする

陽性であり、

による反応が

の

性となつたも

よる反応が陽

ムPCR法に

の

陽性であり、

陽性であり、

ヨーネンの反

応で腫脹の差

が二ミリメ

トル以上であ

るもの

の

ヨーネンの

反応で腫脹の

差が二ミリメ

トル以上であ

あり、補体結

合反応法によ

る抗体価が十

倍希釈血清以

上であるもの

ヨーネ病の

疑似患者であ

るめん羊又は

山羊について

、九十日後の

ヨーネン検査

及び補体結合

反応検査によ

る再検査にお

いて五又は二

の三、四若し

くは五になつ

たもの

ヨーネ病の

四| 三| 二|

る相対吸光度値が

判定すること。

指示血清に對する相対吸光度値で

た指示血清に對する相対吸光度値を

長で測定した吸光度値により算出した

度値により算出した

分注し、所定の波

せ、反応停止液を

での温度で反応さ

度から二十六度ま

た後、十分間十六

基質溶液を分注し

で洗浄し、これに

プレートを洗浄液

たスクリーニング

二により感作し

す

までの温度で感作

六度から二十六度

封し、十分間十

を分注した後、密

した酵素標識抗体

所定の倍数に希釈

標識抗体希釈液で

で洗浄し、これに

プレートを洗浄液

たスクリーニング

一により感作し

°。トルを注射するものとする

六度から二十六度

し、四十五分間十

及び被検牛血清を

感作した指示血清

六度までの温度で

間十六度から二十

七| 六| 五| 四| 三|

たもの

ヨーネ病の

の

性となつた

陽性となつた

もの

リアルタイ

ムPCR法に

よる反応が陽

性となつたも

の

エライザ法

による反応が

陽性であり、

陽性であり、

ヨーネンの反

応で腫脹の差

が二ミリメ

トル以上であ

るもの

の

ヨーネンの

反応で腫脹の

差が二ミリメ

トル以上であ

あり、補体結

合反応法によ

る抗体価が十

倍希釈血清以

上であるもの

ヨーネ病の

疑似患者であ

るめん羊又は

山羊について

、九十日後の

ヨーネン検査

及び補体結合

反応検査によ

る再検査にお

いて五又は二

の三、四若し

くは五になつ

たもの

ヨーネ病の

一ニ検査、エライザ法による検査及び補体結合反応検査以外の検査

一 疫学的検査

二 臨床検査

三 細菌検査

四 その他必要な検査

2|

六十以上であるものを陽性とし、六十未満であるものを陰性とする。

（ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（マイコバクテリウム・フレイ菌可溶性蛋白で血清処理するものに限る。）による方法）による検査の場合）

一 スクリーニングプレートに、試料希釈吸収液で所定の倍数に希釈し、十五分間二十五度の温度で感作した指示血清及び被検血清を分注した後、密封し、四十五分間二十五度の温度で感作すること

二 一により感作したスクリーニングプレートを洗浄液で洗浄し、これに標識抗体希釈液で所定の倍数に希釈した酵素標識抗体を分注した後、密封し、四十五分間二十五度の温度で感作すること。

三 二により感作したスクリーニング

六|

九十日後のヨーン検査及び補体結合反応検査による再検査

四又は二のいずれかにいづれのもの

病の疑似

患者であるめん羊又は山羊

又か、初回検査後二週間隔で三回以上補体結合反応検査を行い、抗体価の上昇及びその持続が認められたもの

欄5の検査によりヨーン病にかかっている疑いがある

七|

欄5の検査により

5|

部位は、注射する。

部の鬣根

部の軟

部を消毒

毒用アルコール

ルで十分消毒した後

皮膚に注射するもの

とるもの

。とする

エライザ法による検査

牛についで検査

一 ニン検査を実施する場合

に併せて実施することができ

二 補体結合反応検査

三 次の場合

一 検査する

二 ニン検査の結果

4|

二|

2|

六十以上であるものを陽性とし、六十未満であるものを陰性とする。

（ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（マイコバクテリウム・フレイ菌可溶性たん白で血清処理するものに限る。）による方法）による検査の場合）

一 スクリーニングプレートに、試料希釈吸収液で所定の倍数に希釈し、十五分間二十五度の温度で感作した指示血清及び被検血清を分注した後、密封し、四十五分間二十五度の温度で感作すること

二 一により感作したスクリーニングプレートを洗浄液で洗浄し、これに標識抗体希釈液で所定の倍数に希釈した酵素標識抗体を分注した後、密封し、四十五分間二十五度の温度で感作すること。

三 二により感作したスクリーニング

2|

疑似患者であるめん羊又は山羊について、初回検査後二週間隔で三回以上補体結合反応検査を行い、抗体価の上昇及びその持続が認められたもの

に該当するものは、ヨーネ病の疑似患者とする

一 エライザ法による反応が陰性であるが、ヨーニンの反応で腫脹の差が二ミリメートル以上であるもの

二 エライザ法による反応が陽性であり、ヨーニンの反応で腫脹の差が二ミリメートル未満であるもの

三 ヨーニンの反応で腫脹の差が四ミリメートル以上であり、補体結合

3|

二| 一|合| R | 四|

水を含むもの) | ヌクレアーゼフリ | コシラーゼ、リボ | ラシルーナーグリ | サイバググリン | Aポリメラゼ、 | CR反応液(DN | リアルタイムP | 作製すること。 | 便抽出DNA液を | 検体の糞便から糞 | 出試薬を用いて、 | ヨーネ菌核酸抽 | 法による検査の場 | リアルタイムPC | ° | ものを陰性とする | ○・三未満である | ものを陽性とし、 | ○・三以上である | る相対吸光度値が | 指示吸光度値に | 判定すること。 | する相対吸光度値 | した指示血清に | 光度値により算出 | 波長で測定した吸 | を分注し、所定の | させ、反応停止液 | 五度の温度で反応 | 後、十五分間二十 | ものを分注した | る直前に調整した | 基質溶液(使用す | で洗浄し、これに | プレートを洗浄液

2|

の | であるも | 希釈血清 | 価が五倍 | よる抗体 | 反応法に | 補体結合 | であり、 | トル未満 | ミリメ | ル以上四 | リメート | 差が二ミ | で腫脹の | ンの反応 | もの | 下である | 積血清以 | が五倍希 | る抗体価 | 応法によ | 体結合反 | あり、補 | ル以上で | リメート | 差が四ミ | で腫脹の | ンの反応 | とする。 | の疑似患畜 | ヨーネ病 | するものは | れかに該 | 次のい | きるもの | と診断で

6|

検査及び | 法による | エライザ | ン検査、 | ヨーニ | よる検査 | CR法に | タイムP | リアル | る場合 | と認め | 他必要 | 合 | 査の場 | ての検 | につい | は山羊 | ん羊又 | しため | と同居 | 似患畜 | 又は疑 | 場 | 検査の | いての | 羊につ | 又は山 | めん羊 | られた | と認め | がある | おそれ | ている | かかつ | ネ病に | 果ヨー

3|

二| 一|合| R | 四|

水を含むもの) | ヌクレアーゼフリ | コシラーゼ、リボ | ラシルーナーグリ | サイバググリン | Aポリメラゼ、 | CR反応液(DN | リアルタイムP | 作製すること。 | 便抽出DNA液を | 検体の糞便から糞 | 出試薬を用いて、 | ヨーネ菌核酸抽 | 法による検査の場 | リアルタイムPC | ° | ものを陰性とする | ○・三未満である | ものを陽性とし、 | ○・三以上である | る相対吸光度値が | 指示吸光度値に | 判定すること。 | する相対吸光度値 | した指示血清に | 光度値により算出 | 波長で測定した吸 | を分注し、所定の | させ、反応停止液 | 五度の温度で反応 | 後、十五分間二十 | ものを分注した | る直前に調整した | 基質溶液(使用す | で洗浄し、これに | プレートを洗浄液

3|

五| 四|

る。 | でないものとす | 畜又は疑似患畜 | 当しないものは | 1及び2に該 | 上であるもの | 倍希釈血清以 | る抗体価が十 | 合反応法によ | あり、補体結 | ートル未満で | 差が二ミリメ | 反応で腫脹の | の | 血清であるも | 価が五倍希積 | 法による抗体 | 補体結合反応 | 未満であり、 | ミリメートル | 差が二ミリメ | 反応で腫脹の | 下であるもの | 倍希釈血清以 | る抗体価が五 | 合反応法によ

三|
 ○・〇四五ミリ
 リットルに一で作成
 した糞便抽出DN
 A液〇・〇〇五ミ
 リリットルを混合
 したものを(以下「
 検体調整液」とい
 う。)及びリアル
 タイムPCR反応
 液〇・〇四五ミリ
 リットルに指示陽
 性DNA液(あら
 じめヨーネ菌の
 DNA濃度が明ら
 かであるDNA液
 を十倍段階希釈し
 たもの)を〇・〇
 〇五ミリリットル
 混合したものを(以
 下「指示陽性調整
 液」という。)を
 、それぞれ〇・二
 ミリリットル容量
 のPCR用チュー
 ブ二本又はPCR
 用九十六穴プレ
 ートの二穴に〇・〇
 二五ミリリットル
 ずつ分注すること
 三|
 二のチューブ又
 はプレートをリア
 ルタイムPCR装
 置により、五十度
 の温度で二分間、
 九十五度の温度で
 十五分間感作した
 後、九十五度の温

三|
 ヨーネ
 菌の反
 応
 三|
 〇・〇四五
 ミリリット
 ルを混合
 したものを
 (以下「検
 体調整液」
 とい
 う。)及び
 リアル
 タイムPCR
 反応液〇・
 〇四五
 ミリリット
 ルに指示陽
 性DNA液(あ
 らじめヨー
 ネ菌のDNA
 濃度が明ら
 かであるDNA
 液を十倍段
 階希釈した
 もの)を〇・
 〇〇五
 ミリリット
 ル混合した
 ものを(以
 下「指示陽
 性調整液」
 と
 いう。)を、
 それぞれ〇・
 二ミ
 リリットル
 容量のPCR
 用チューブ
 二本又はPCR
 用九十六
 穴プレートの
 二穴に〇・
 〇二五
 ミリリットル
 ずつ分注す
 ること
 三|
 二のチューブ
 又はプレート
 をリアル
 タイムPCR
 装置により、
 五十度の温
 度で二分間、
 九十五度の
 温度で十五
 分間感作した
 後、九十五
 度の温度で
 十五分間感
 作した
 後、九十五
 度の温度で
 十五分間感
 作した
 後、九十五
 度の温度で
 十五分間感
 作した

補体結合
 反応検査
 以外の検
 査
 疫学
 的検査
 臨床
 検査
 細菌
 検査

三|
 ○・〇四五
 ミリリット
 ルに一で作成
 した糞便抽出
 DNA液〇・
 〇〇五ミ
 リリットルを
 混合したものを
 (以下「
 検体調整液」
 と
 いう。)及び
 リアル
 タイムPCR
 反応液〇・
 〇四五
 ミリリット
 ルに指示陽
 性DNA液(あ
 らじめヨー
 ネ菌のDNA
 濃度が明ら
 かであるDNA
 液を十倍段
 階希釈した
 もの)を〇・
 〇〇五
 ミリリット
 ル混合した
 ものを(以
 下「指示陽
 性調整液」
 と
 いう。)を、
 それぞれ〇・
 二ミ
 リリットル
 容量のPCR
 用チューブ
 二本又はPCR
 用九十六
 穴プレートの
 二穴に〇・
 〇二五
 ミリリットル
 ずつ分注す
 ること
 三|
 二のチューブ
 又はプレート
 をリアル
 タイムPCR
 装置により、
 五十度の温
 度で二分間、
 九十五度の
 温度で十五
 分間感作した
 後、九十五
 度の温度で
 十五分間感
 作した
 後、九十五
 度の温度で
 十五分間感
 作した
 後、九十五
 度の温度で
 十五分間感
 作した
 後、九十五
 度の温度で
 十五分間感
 作した

4 一 合 ヨーニンの注射	ヨーニン検査の場合、陽性とし、それ以外の検体を陰性とする。ピコグラム以上と判定された検体を陽性とし、それ以外の検体を陰性とする。	四 三の感作後に、二の検体調整液の蛍光強度が上昇したもので、六十度から九十八度までの間で解離曲線解析を行つて検体調整液が指示陽性調整液の解離温度と同様の解離温度を示した検体をDNA陽性とし、それ以外の検体をDNA陰性とする。	四 度での三十秒間及び六十八度の温度での一分間の感作を四十五回繰り返すこと。
-----------------------	--	--	--

4 一 合 間における腫脹の	四 三の感作後に、二の検体調整液の蛍光強度が上昇したもので、六十度から九十八度までの間で解離曲線解析を行つて検体調整液が指示陽性調整液の解離温度と同様の解離温度を示した検体をDNA陽性とし、それ以外の検体をDNA陰性とする。	四 三の感作後に、二の検体調整液の蛍光強度が上昇したもので、六十度から九十八度までの間で解離曲線解析を行つて検体調整液が指示陽性調整液の解離温度と同様の解離温度を示した検体をDNA陽性とし、それ以外の検体をDNA陰性とする。	四 度での三十秒間及び六十八度の温度での一分間の感作を四十五回繰り返すこと。
------------------------	--	--	--

5| 二 注射前における注射部位の皮膚の厚さの測定と注射後における注射部位の皮膚の厚さの測定は、やむをえない事由がある場合のほかは同一人が行うこと。
 補体結合反応検査の場合
 十六時間から二十時間までの間四度から七度までの温度で感作した希釈血清（非働化血清を生理食塩液で五倍、十倍及び二十倍に希釈し、これらに等量の抗原とあらかじめ二単位となるように検定した倍量のモルモット補体を加えたもの）に三パーセントめに羊感作血球液（あらかじめ検定した三単位の溶血素液と三パーセントめん羊血球液を同量混和したもの）を加えて、三十分間三十七度の温度で感作した後の溶血の程度により抗体価

5| 二 注射前における注射部位の皮膚の厚さの測定と注射後における注射部位の皮膚の厚さの測定は、やむをえない事由がある場合のほかは同一人が行うこと。
 エライザ法による検査の場合
 一 検査の除去後、洗浄液で洗浄したヨーネ病診断用抗原を固相化した検査用プレート（以下「プレート」という。）に、エライザ緩衝液（以下「緩衝液」という。）で所定の倍数に希釈した指示血清及び被検牛血清（マイコバクテリアウム・フレイ菌抽出液で吸収処理したもの）を分注した後、密封し、二時間二十五度の温度で感作すること。
 二 一により感作したプレートを洗浄液で洗浄し、これに緩衝液で所定の倍数に希釈した酵

6|

を測定すること。
ヨーネ病の疑似患
畜については、細菌
検査（分離培養）又
はリアルタイムPCR
法による検査（めん
羊若しくは山羊に
あつては、細菌検査
（分離培養）、リア
ルタイムPCR法に
よる検査、初回検査
の九十日後のヨーネ
ン検査及び補体結合
反応検査又は初回検
査後二週間隔で三回
以上の補体結合反応
検査）を実施するこ
と。

6|

三| 素標識抗体を分注
した後、密封し、
二時間二十五度の
温度で感作するこ
と。
二| 二により感作し
たプレートを洗浄
液で洗浄し、これ
に基質溶液（使用
する直前に調整し
たもの）を分注し
た後、十五分間二
十五度の温度で反
応させ、反応停止
液を分注し、所定
の波長で測定した
吸光度値により判
定すること。
四| 吸光度値が○・
三五以上であるも
のを陽性とし、○
・三五未満である
ものを陰性とする
こと。
補体結合反応検査
の場合
十六時間から二十
時間までの間四度か
ら七度までの温度で
感作した希釈血清（
非働化血清を生理食
塩液で五倍、十倍及
び二十倍に希釈し、
これらに等量の抗原
とあらかじめ二単位
となるように検定し
た倍量のモルモット
補体を加えたもの）

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

馬伝染性貧血	(略)
1 エライザ法による検査 2 寒天ゲル沈降反応検査 3 ザエライザ法による検査及び寒天ゲル沈降反応検査	(略)
1 エライザ法による検査の場合、馬伝染性貧血診断用抗原を固相化したプレート(以下「伝貧診断プレート」という。)を洗浄液で洗浄後、コーティング剤を分注し、六十	7 に三%めん羊感作血球液(あらかじめ検定した三単位の溶血素液と三%めん羊血球液を同量混和したものを)を加えて、三十分間三十七度の温度で感作した後の溶血の程度により抗体価を測定すること。 ヨーネ病の疑似患者については、細菌検査(分離培養)又はリアアルタイムPCR法による検査(めん羊若しくは山羊にあつては、細菌検査(分離培養)、リアルタイムPCR法による検査、初回検査の九十日後のヨーネン検査及び補体結合反応検査又は初回検査後二週間隔で三回以上の補体結合反応検査)を実施すること。
1 次のいずれかに該当するものは馬伝染性貧血の患者とする。 一 寒天ゲル内沈降反応検査の結果が陽性であるもの 二 寒天ゲル内沈降反応検査	(略)

ル内沈降
反応検査
以外の検
査
一 疫学
的検査
二 臨床
検査
ただし、
検査に
ついて
は必要
と認め
る場合
に行え
ばよい
イ 体温
測
ロ 血球
計算の

間三十七度の温度
で感作すること。
二 所定の倍数に希
釈した指示血清及
び被検血清を洗浄
した伝貧診断プレ
ートに分注し、四
十分間三十七度の
温度で感作するこ
と。
三 二により感作し
た伝貧診断プレー
ートを洗浄液で洗浄
し、これに緩衝液
で所定の倍数に希
釈した酵素標識抗
体液を分注した後
二十十分間三十七
度の温度で感作す
ること。
四 三により感作し
た伝貧診断プレー
ートを洗浄液で洗浄
し、これに基質溶
液を分注した後、
十分間室温で反応
させ、反応停止液
を分注し、所定の
波長で測定した吸
光度値により判定
すること。
五 被検検体の吸光
度値が指示弱陽性
血清の平均吸光度
値に〇・八を乗じ
た値未満であるも
のを陰性とし、そ
れ以外のものにつ

の結果は疑反
応であるが、
認めることが
できない原因が
ないのに、時
々発熱し、血
液一立方ミリ
メートル中の
赤血球数が五
〇〇万以下の
もの
三 馬伝染性貧
血の疑似患者
について、再
検査の結果、
いずれか一の
希釈倍率にお
いて陽性であ
るもの
降反応検査の結
果が疑反応であ
り、馬伝染性貧
血の患者と認め
られないものは
、馬伝染性貧血
の疑似患者とす
る。
三 次のいずれか
に該当するもの
は、馬伝染性貧
血の患者又は疑
似患者でないも
のとする。
一 エライザ法
による検査の
結果が陰性の
もの

2) 応検査の場合
 寒天ゲル内沈降反
 実施すること。
 内沈降反検査を
 いては、寒天ゲル
 精製寒天〇・八
 g、アジ化ナトリ
 ウム〇・一g及び
 生理食塩液一〇〇
 ccの比率で混合
 し、加熱溶解した
 ものを、透明なガ
 ラス平板上におお
 むね厚さ三ミリメ
 ートルとなるよう
 に注ぎ、凝固させ
 寒天平板とした後
 直径五ミリメー
 ートルの穴を一個あ
 け、その周りに三
 ミリメートルの等
 間隔で直径五ミリ
 メートルの穴を六
 個あけること。
 二) 寒天平板にあげ
 られた七個の穴の
 うち中心の穴に馬
 伝染性貧血診断用
 寒天ゲル内沈降反
 応抗原（以下「抗
 原」という。）を、
 周辺に六個の穴の
 うち二個の穴（二
 個の穴の位置は、
 中心の穴をはさん
 で対面する位置と
 する。）に指示血
 清、他の四個の穴

三) 二) 1及び2に
 の該当しないも
 馬伝染性貧
 血の疑似患者
 について、再
 検査の結果、
 いずれの希釈
 倍率において
 も陽性でない
 もの

一個につき一頭の被検馬血清（以下「血清」という）をそれぞれ充滿した後、二十四時間から九十六時間の間湿度を保ちながら常温で反応させ、抗原と血清との間に現れる沈降線の有無により判定すること。
 三、 寒天ゲル内沈降反応検査の判定は次により行うこと
 イ、 抗原と血清との間に、抗原と指示血清との間に生じた沈降線（以下「標準沈降線」という。）と融合する沈降線を生ずるものを陽性とすること。
 ロ、 抗原と血清との間に沈降線が見られず、標準沈降線が外反又は直進して当該血清を注入した穴に接近し、又は到達しているものを陰性とすること。
 ハ、 抗原と血清の間に、標準沈降

別表第三
 (第三十条、第三十五条関係)
 消毒の基準

の基準
 別表第三
 (第三十条、第三十五条関係)
 焼却、埋却及び消毒

<p>線と融合しない 沈降線を生じ、 標準沈降線は外 反又は直進して 当該血清を注入 した穴に接近し 又は到達して いるものを陰性 とすること。</p> <p>ニ イ、ロ及びハ に該当しないも のを疑反応とす ること。</p> <p>3 エライザ法による 検査及び寒天ゲル内 沈降反応検査以外の 検査の場合 赤血球数の計算は 血球計算機を用い て行うこと。</p> <p>4 馬伝染性貧血の疑 似患者については、 検査の日から十五日 から二十五日までの 間に、寒天ゲル内沈 降反応検査の再検査 を行うこと。</p> <p>この場合には、当 該馬の原血清、二倍 希釈血清、四倍希釈 血清及び八倍希釈血 清について検査を行 い、その判定はそれ ぞれの希釈血清ごと に行うこと。</p>

種類	方法	適当な消毒目的物
火炎消毒	トーチランプ、石油又はガソリン等による火炎により消毒目的物を十分に加熱する。	巢箱、巢脾、土壌等
蒸気消毒	流通蒸気を用いて消毒目的物を一時間以上摂氏百度以上の湿熱に触れさせる。	被服、毛布、器具
煮沸消毒	消毒目的物を全部水中に浸し、沸騰後一時間以上煮沸する。	飼料袋等、被服、毛布、毛、器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等
薬物消毒	<ol style="list-style-type: none"> 1 アルコール系消毒薬（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの）による消毒 <ol style="list-style-type: none"> 1 エタノールについては七十六・九（八十一・四パーセント（体積濃度））、イソプロパノールについては五十（七十パーセント（体積濃度））に希釈する。 2 消毒目的物に十分に散布し、又はこれを浸した脱脂綿等で十分に拭く。 2 塩酸食塩水その他酸による消毒 <ol style="list-style-type: none"> 1 消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 2 これに消毒目的物を十分に浸す。 3 オルトジクロロベンゼンを成分とするものによる消毒 <ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十 	畜舎等

物品の焼却	焼却の基準区分	焼却の方法	摘要
<ol style="list-style-type: none"> 1 かの場所 	<ol style="list-style-type: none"> 1 焼却を行なう場所 	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げるいずれかの方法 <ol style="list-style-type: none"> 1 通常の用法による。 2 主として薪を用いるときは、次の基準に適合する方法による。 2 畜畜を焼却する施設を有する死亡獣畜取扱場、飲料川及び水路、河川及び道路に近接しない場所であつて、日常及び家人が接近しない場所 	<ol style="list-style-type: none"> 1 焼却
<ol style="list-style-type: none"> 2 薪、わら等を用いて完全に焼却する 	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げるいずれかの方法 <ol style="list-style-type: none"> 1 通常の用法による。 2 主として薪を用いるときは、次の基準に適合する方法による。 2 畜畜を焼却するに十分（死体重量の約二倍量）の薪及び補助燃料（わら、干草、タール、石油、ガソリン等）を用いる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 薪、わら等を用いて完全に焼却する 	<ol style="list-style-type: none"> 2 焼却
<ol style="list-style-type: none"> 1 つた 	<ol style="list-style-type: none"> 1 焼却後 	<ol style="list-style-type: none"> 1 焼却 	<ol style="list-style-type: none"> 1 焼却

<p>四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けたものに限る。5、6、12、15、18及び別表第四において同じ。）を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p> <p>過酢酸による消毒</p> <p>消毒目的物に十分に煙霧し、散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p>	<p>5 逆性石けん液及び両性石けん液による消毒</p> <p>一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に、普通石けん、クレゾール石けん液、ヨウ化物等と混合しないように散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p>	<p>6 グルタルアルデヒドによる消毒</p> <p>一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p> <p>7 酸化エチレンに炭酸ガスを加えた混合ガスによる消毒</p> <p>密閉された消毒器又は滅菌施設に消毒目的物を収納し、定量の薬品を拡散させる。</p>	<p>8 次亜塩素酸カルシウム（サラシ粉）による消毒</p> <p>消毒目的物に十分散布する。</p>
<p>器具、畜舎等</p>	<p>手足、死体、畜体、畜舎、器具、器械等</p>	<p>器具、器械、被服、皮具類、骨、角蹄等</p>	<p>畜舎の床、尿だめ、汚水だめ、その他</p>

<p>二 埋却の基準</p> <p>2 1 炉、飲料、水、河川及び道路に近接しない場所</p> <p>2 1 埋却の方法</p> <p>2 1 摘要</p> <p>2 1 埋却した場所</p> <p>2 1 埋却した場所</p>	<p>区分</p> <p>埋却の基準</p> <p>1 死亡動物を埋却する場所</p> <p>2 死亡動物取扱場</p> <p>1 死亡動物取扱場</p> <p>2 死亡動物取扱場</p> <p>1 埋却の方法</p> <p>2 埋却の方法</p> <p>1 摘要</p> <p>2 摘要</p> <p>1 摘要</p>	<p>物品の埋却</p> <p>1 死亡動物を埋却する場所</p> <p>2 死亡動物取扱場</p> <p>1 埋却の方法</p> <p>2 埋却の方法</p> <p>1 摘要</p> <p>2 摘要</p> <p>1 摘要</p>
--	--	--

<p>12 ハロゲン化物による消毒</p> <p>一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し</p>	<p>11 ハロゲン塩製剤（次亜塩素酸ナトリウム製剤）による消毒</p> <p>一 消毒目的物の消毒に適する濃度に希釈する。</p> <p>二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p> <p>三 異状プリオン蛋白質を消毒する場合には、有効塩素濃度二パーセント以上のものを用いる。</p>	<p>10 消石灰粉又は石灰乳（生石灰又は消石灰を十パーセント以上の割合で水と混合し乳液状としたもの）による消毒</p> <p>一 消毒目的物に十分に散布する。</p> <p>二 石灰粉を散布する場合には、必要に応じて水を散布する。</p>	<p>9 水酸化ナトリウム水（苛性ソーダ水） その他アルカリ水剤による消毒</p> <p>一 消毒目的物に十分に散布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p> <p>二 異常プリオン蛋白質を消毒する場合には、二モル毎リットル以上のものを用いる。</p>	<p>の著しいもの、井水用水並びに畜舎の隔壁、隔木、さく、土地等</p> <p>畜舎、器具等</p>
<p>手足、死体、畜体、畜舎、器</p> <p>さく、器</p>	<p>手足、死体、畜体、畜舎、器</p> <p>さく、器、機械、ケージ等</p>	<p>畜舎周辺、畜舎の床、ふん尿、きゆう肥、ふん尿だめ、汚水溝等</p>	<p>畜舎、器具等</p>	<p>の著しいもの、井水用水並びに畜舎の隔壁、隔木、さく、土地等</p> <p>畜舎、器具等</p>

			三 消毒の基準	
	毒	煮沸消毒	蒸気消毒	種類
<p>3 サラシ粉水（／サラシ粉 五分／水 九十五分／）による消毒</p>	<p>2 サラシ粉による消毒</p> <p>消毒目的物に十分にさん布する。</p>	<p>1 消石灰による消毒</p> <p>生石灰に少量の水を加え、消石灰の粉末として直ちに消毒目的物に十分にさん布する。</p>	<p>消毒目的物を全部水中に浸し、沸騰後一時間以上煮沸する。</p>	<p>方法</p> <p>消毒目的物を消毒器内に格納した後なるべく消毒器内の空気を排除してから流通蒸気を用いて消毒目的物を一時間以上摂氏百度以上の湿熱に触れさせる。</p>
<p>畜舎の隔壁、隔木、さく、土地等</p>	<p>畜舎の床、尿だめ、汚水だめその他アンモニアの発生の著しいもの及び井水用水等</p>	<p>畜舎の床、ふん尿、きゆう肥、ふん尿だめ、汚水溝、湿潤な土地等</p>	<p>被服、毛布、毛、器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等</p>	<p>適当な消毒目的被服、毛布、器具、布製の飼料袋等</p>
<p>サラシ粉水に用いるサラシ粉は、光線及び湿気によ</p>	<p>サラシ粉は、光線及び湿気による作用を受けやすいに貯蔵されたいものであること。</p>	<p>生石灰は、少量の水を注げば熱を發して崩壊するものを用いること。</p>	<p>他物に染色のおそれがある物は、他物とともにしないこと。</p>	<p>摘要</p> <p>他物に染色のおそれがある物は、他物とともにしないこと。</p>

<p>、又はこれに消毒目的物を浸す。</p>	<p>13 ピグアナイド系消毒薬（グルコン酸ク ロルヘキシジン等）による消毒 一 医薬品医療機器等法第二条第一項に 規定する医薬品（医薬品医療機器等法 第十二条第一項又は第十九条の二第一 項の承認を受けて製造販売されたもの に限る。）を消毒目的物の消毒に適し た濃度に希釈する。 二 消毒目的物に散布し、塗布し、又は これに消毒目的物を浸す。</p>	<p>14 フェノール系消毒剤 一 フェノール（石炭酸）による消毒 イ 加熱し、溶解した消毒用フェノー ルに少量の温湯又は水を加える。 ロ かきまぜ、又は振とうしながら徐 々に水を注いで溶解させ、三パーセ ント（重量濃度）に希釈する。 ハ 消毒目的物に十分に散布し、又は これに消毒目的物を浸す。 ニ クレゾール（メチルフェノール）又 はクレゾール石けん液による消毒 イ 消毒目的物の消毒に適した濃度に 希釈する。 ロ 消毒目的物に十分に散布し、塗布 し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p>	<p>15 複合塩素系消毒剤による消毒 一 医薬品を消毒目的物の消毒に適した 濃度に希釈する。 二 消毒目的物に十分に散布し、塗布し 、又はこれに消毒目的物を浸す。</p>	<p>16 ホルマリン水による消毒 一 消毒目的物の消毒に適した濃度に希 釈する。 二 希釈後直ちに消毒目的物に十分に散</p>
<p>具、機械 、革具類 等</p>	<p>具、機械 、革具類 等</p>	<p>手足、死 体、畜体 、畜舎、 さく、器 具、機械 、革具類 等</p>	<p>手足、死 体、畜体 、畜舎、 さく、器 具、機械 等</p>	<p>畜舎、畜 体、死体 、器具、 機械、骨</p>

<p>定量のサラシ粉に 定量の水を徐々に加 え、十分にかきまぜ た後直ちに消毒目的 物に十分にさん布し 、又はと布する。</p>	<p>4 石炭酸水（防疫 用石炭酸 三分／水 九十七分／）によ る消毒 加熱してよう解し た定量の防疫用石炭 酸に少量の温湯又は 水を加えてかきまぜ 、又は振とうしなが ら徐々に水を注ぎ、 定量にいたらせた後 、消毒目的物に十分 にさん布し、又はこ れに消毒目的物を浸 す。</p>	<p>5 ホルムアルデヒド による消毒 密閉した室内又は 消毒器内において容 積一立方メートルに ついてホルマルン十 五グラム以上を噴霧 若しくは蒸発させ、 又はホルムアルデヒ ド五グラム以上を発 生させ、同時に二十 八グラム以上の水を 蒸発させる比例をも つて処置した後七時 間以上密閉しておく</p>
<p>手足、死体、畜 舎、さく、器具 、機械、革具類 等</p>	<p>室内、被服、毛 布、畜舎、骨、 肉、角、蹄、革 具類、器具機械 、内容の汚染し ていない飼料袋 等</p>	<p>等</p>
<p>る作用を受け ないように貯 蔵されたもの であること。</p>	<p>さん布の場 合は、かきま ぜながら使用 すること。</p>	<p>1 ホルムアル デヒドに よつて毛束 、被服若し くは毛布又 はこれらの 類似品でそ の内部にい たるまで消 毒する必要 があるもの は、真空装 置を使用す ること。 この場合 における消 毒時間は、</p>

<p style="text-align: center;">醗酵消毒</p>	<p>消石灰を散布し病原体に汚染していない敷わら、きゆう肥等を満たし、その上に消毒目的物を適切な高さに積む。その表面に消石灰を散布してから病原体により汚染していないこも、むしろ、敷わら、きゆう肥等をもつて適当な厚さにこれを覆い、その上をさらに土、防水シート等をもつて覆い放置醗酵させる。</p>	<p>18 その他の医薬品による消毒 3、5、6、12又は15に掲げる医薬品以外の医薬品を使用して消毒を行う場合に於ては、医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱以上の必要な注意に従う。</p>	<p>17 ホルムアルデヒドによる消毒 密閉した室内又は消毒器内において容積一立法メートルについてホルマリオン十五グラム以上を散布若しくは蒸発させ、又はホルムアルデヒド五グラム以上を発生させ、同時に二十八グラム以上の水を蒸発させる比例をもつて処置した後七時間以上密閉しておく。</p>	<p>三 布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。 毛、角又は蹄を消毒する場合には、これに消毒目的物を三時間以上浸す。</p>
<p>ふん、敷わら、きゆう肥等</p>	<p>室内、被服、毛布、畜舎、骨、肉、角、蹄、革具類、器具機械、内容の汚染していない飼料袋等</p>	<p>当該動物用医薬品について定められたもの</p>	<p>毛、角、蹄、革具類等</p>	

<p>8 塩酸食塩水（／塩酸二分／食塩十分／水八十八分／）による消毒</p>	<p>皮</p>	<p>7 クレゾール水（／クレゾール石けん液三分／水九十七分／）による消毒 定量のクレゾール石けん液に定量の水を加えて消毒目的物に十分にさん布し、と布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p>	<p>手足、被服、畜舎、畜体、死体、さく、器具、機械（搾乳用のものを除く。） 革具類等</p>	<p>6 ホルマリン水（／ホルマリン一分／水三十四分／）による消毒 定量のホルマリンに定量の水を加えて直ちに消毒目的物に十分にさん布し、と布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p>	<p>畜舎、畜体、死体、器具、機械、骨、毛、角、蹄、革具類等</p>
		<p>2 ホルムアルデヒドによる消毒は、消毒効果が不安点にならないよう、に保温（おおむね摂り十八度以上）に努めること。</p>			

醗酵消毒	
<p>9 苛性ソーダその他アルカリ水剤（アルカリ度一―二％）による消毒 これを消毒目的物に十分にさん布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p>	<p>畜舎、器具等</p>
<p>10 アルコール（七〇％以上）による消毒 これを浸した脱脂綿等で十分にふく。 幅一メートルから二メートル、深さ〇・二メートル、長さ適宜の土溝を掘り、この中に消石灰（生石灰に水を加えて粉末とした直後のものをいう。以下本項において同じ。）をさん布し病原体に汚染していない敷わら、きゆう肥等を満たし、その上に消毒目的物を一メートルから二メートルの高さに積む。その表面に消石灰をさん布してから病原体により汚染していないこも、むしろ、敷わら、きゆう肥等をもつて適当な厚さにこれをおおい、その上をさらに土をもつておおつて少なくとも</p>	<p>手指 ふん、敷わら、きゆう肥等</p>
<p>牛又は豚のふんの消毒にあつては、消石灰に代えて、生石灰を用い、適量のわらを混じて醗酵を十分にさせること。</p>	<p>さん布し、又は浸した後、ブラシ等でこすり水で洗うこと。</p>

も一週間放置醗酵させる。

注意

消毒の実施の基準は、次のとおりとする。

1|

畜舎の土床を消毒するには、土床に消石灰又はサラシ粉をさん布してから深さ〇・三メートル以上掘り起こして、これを搬出した後、消石灰又はサラシ粉をさん布し、新鮮な土を入れ、搬出した土は、焼却又は埋却する。ただし、ブルセラ病又は家きんコレラ等の場合にあつては、消石灰、ホルマリン水、クレゾール水等を十分にさん布するだけでよい。

2|

著しく汚物が固着した畜舎、さく等を薬物消毒するときは、あらかじめ、熱ろ汁（粗製カリ若しくは粗製ソーダ 一分／水 二十分／）又は熱湯をもつて洗うこと。

3|

畜体の消毒は、ホルマリン水、クレゾール水等をもつて浸した布片を用いて十分にふき、とくに汚物の附着している部分は、これらの消毒薬液をもつて洗うこと。ただし、多数の畜体を消毒するときは、天候、中毒等に注意して、これらの消毒薬による薬浴をさせてもよい。

4|

患畜若しくは疑似患畜の死体又は汚染物品を運搬しようとするときは、石炭酸水、ホルマリン水、クレゾール水等に浸した布片等をもつて、病原体をもらすおそれのある鼻孔、口等の天然孔及びその他の部分を塞いで汚物の脱ろうを防ぎ、これらの消毒薬に浸したむしろ、こも等で全体を包むこと。

5|

患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の移動中において、ふん尿その他汚物をもらしたときは、病原体を含有しないと認められる汚物を除き、適当な場所においてこれを焼却し、埋却し、又は消毒し、その汚物をもらした場所には、石炭酸水、クレゾール水を十分にさん布して消毒すること。

6|

ふん尿だめ、汚水溝等を薬物消毒する場合においてサラシ粉を用いるときは、ふん尿だめ、汚水溝等をあらかじめ粗製塩酸等を用いて弱酸性にし、その量は汚物量の十分の一以上、クレゾール水を用いるときはその量は汚物量と同量以上をそれぞれ消毒目的物中に投入してかきませ、その汚物をくみとつて他の場所に深く埋却し、ふん尿だめ、汚水溝等はさらにクレゾール水を十分さん布すること。（汚物をくみとることができないときはおおいをして五日間以上放置すること。）

7|

塩酸食塩水を用いて皮を消毒するときは、摂氏二十度から二十二度の塩酸食塩水中に消毒目的物を二日間以上浸しておくこ

(削る)

1 巢箱 2 巢脾 3 はちみ つ及びみ つろう 4 その他 焼却する ことが適 当と認め られる物 品	1 焼却の方法 左に掲げるいずれかの方法 1 焼却炉によるときは、その装置の通常 の用法による。 2 焼却炉によらないときは、深さ〇・五 米以上の穴を掘り、焼却目的物品をその 穴の中に入れ、焼却するに十分なまき、 石油又はガソリン等を用いて完全に焼却 する。	1 摘要 箱及 び巢 脾等 の焼 却は なる べく みつ ばち の飛 しよ う時 間外 に行
一 焼却の基準 別表第四 (第三十条関係) 腐蝕病についての焼却及び消毒の 基準	8 ホルマリン水を用いて毛、角又は蹄を消毒するときは、ホル マリン水中に消毒目的物を三時間以上浸しておくこと。 9 芽胞を形成する病原体を薬物消毒するときは、次のいずれか の消毒薬を用いること。 ホルマリン水、サラシ粉水、塩酸食塩水又はシユウ酸、塩酸 等を加えた石炭酸水 10 薬物消毒は、通常、摂氏二十度内外の環境において行うべき ものであるが、その環境がこれに満たない場合でも、薬物の使 用濃度の二倍を超えない範囲内においてその濃度を、又は薬物 の変質を生じない程度においてその温度をそれぞれ適当に加減 することにより行うことも差し支えない。 11 異常プロオン蛋白質を薬物消毒するときは、有効塩素濃度二 パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水又は二モル毎リット ル水酸化ナトリウム水を用いること。 備考 薬物消毒の場合において、農林水産大臣の指定した医薬品は 、農林水産大臣の別に定めるところに従つて使用する場合には、 この表の相当欄に掲げた薬品として用いることができる。	1 摘要 箱及 び巢 脾等 の焼 却は なる べく みつ ばち の飛 しよ う時 間外 に行

ス （エン ウイル	病原体の 種類	別表第四 （第三十三条の四関係）	家畜伝染病の 種類	消毒設備	消毒薬の種類
脳炎、 狂犬病	牛疫、 流行性			踏込消毒槽 その他これ に準ず	次に掲げる いずれ かの消毒薬

性 脳炎、 狂	牛疫、 流行 の 種類	別表第五 （第三十三条の四関係）	家畜伝染病 の種類	消毒設備	消毒薬の種類
				踏込消毒槽 その他これ に準ずる設 備であつて、	次に掲げる いずれかの 消毒薬
二 消毒の基準					
消毒物品		消毒の方法			
1 みつ刀 ろうか き、みつ る器等の 金属製の 物品	2 その他 消毒する ことが適 当と認め られる物 品	1 左に掲げる いずれかの 方法 火炎消毒 トーチラン プ、石油又 はガソリン 等による火 炎により消 毒目的の物 品を十分に 消毒する。	2 煮沸消毒 消毒目的の 物品を全部 水中に浸し 、沸騰後一 時間以上煮 沸する。	3 薬物消毒 (1) フオル マリンによ る消毒 物品を全部 二十四時間 以上浸す。 (2) 苛性ソー ダによる消 毒 苛性ソーダ 一〇%溶液 を摂氏八十 度以上に加 熱し、その 状態で消毒 目的の物品 を全部三十 分以上浸す。	
摘要		2 薬物に浸し た後は消毒 目的の物品 をブラシで 十分にすす り水洗うこ と。			
		2 と。う。こ と。却。後。焼 に。残。す。 土。中。に。埋 却。す。			

ベロープを有するもの)	、水胞性口炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	る設備であつて、身体を消毒するためのもの	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体、車両内部等を消毒するためのもの	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	<p>1 石灰乳（十パーセント以上）</p> <p>2 両性石けん液</p> <p>3 その他の医薬品</p> <p>4 である消毒薬</p> <p>その他法第三条の二に規定する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）で定める消毒薬</p> <p>次に掲げるいずれかの消毒薬</p> <p>1 アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの）</p> <p>2 逆性石けん液</p> <p>3 その他の医薬品</p> <p>4 である消毒薬</p> <p>その他防疫指針で定める消毒薬</p> <p>次に掲げるいずれかの消毒薬</p> <p>1 ハロゲン塩製剤（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの）</p> <p>2 逆性石けん液</p> <p>3 炭酸ナトリウム溶液（四パーセント）</p> <p>4 水酸化ナトリウム溶液（二パーセント）</p> <p>5 その他の医薬品</p> <p>6 である消毒薬</p> <p>その他防疫指針</p>	
犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	口蹄疫、アフリカ馬疫、豚水胞病	の身体を消毒するためのもの	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	<p>1 消石灰液（一〇％）</p> <p>2 両性界面活性剤（アルキルグリシン塩酸塩を成分とするもの）</p> <p>次に掲げるいずれかの消毒薬</p> <p>1 アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの）</p> <p>2 逆性石けん（塩化ベンゼンニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）</p> <p>1 消石灰液（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの）</p> <p>2 逆性石けん（塩化ベンゼンニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）</p> <p>3 炭酸ナトリウム溶液（四％）</p> <p>4 水酸化ナトリウム溶液（二％）</p> <p>消石灰液（一〇％）</p> <p>ハロゲン化合物（ヨードホルを成分とするもの）</p> <p>次に掲げるいずれかの消毒薬</p> <p>1 ハロゲン化合物（次</p>

1 細菌一般	ウイルス (エンベ ロープを 有しない もの)	出血性敗血症 、ブルセラ病 、鼻疽、家き んコレラ及び	口蹄疫、アフ リカ馬疫、豚 水胞病	踏込消毒槽そ の他にこれに準ず る設備であつて 、身体を消毒す るためのもの	踏込消毒槽そ の他にこれに準ず る設備であつて 、身体を消毒す るためのもの	1 かの消毒薬 石灰乳(十パー セント以上)	踏込消毒槽そ の他にこれに準ず る設備であつて 、身体を消毒す るためのもの	2 両性界面活性剤(ア ルキルグリシン塩酸 塩を成分とするもの)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの
出血性敗血症 、ブルセラ病 、鼻疽、家き んコレラ及び	口蹄疫、アフ リカ馬疫、豚 水胞病	踏込消毒槽そ の他にこれに準ず る設備であつて 、身体を消毒す るためのもの	踏込消毒槽そ の他にこれに準ず る設備であつて 、身体を消毒す るためのもの	1 かの消毒薬 石灰乳(十パー セント以上)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	2 両性界面活性剤(ア ルキルグリシン塩酸 塩を成分とするもの)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	2 両性界面活性剤(ア ルキルグリシン塩酸 塩を成分とするもの)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの
踏込消毒槽そ の他にこれに準ず る設備であつて 、身体を消毒す るためのもの	踏込消毒槽そ の他にこれに準ず る設備であつて 、身体を消毒す るためのもの	1 かの消毒薬 石灰乳(十パー セント以上)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	2 両性界面活性剤(ア ルキルグリシン塩酸 塩を成分とするもの)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	2 両性界面活性剤(ア ルキルグリシン塩酸 塩を成分とするもの)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの		
1 かの消毒薬 石灰乳(十パー セント以上)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	2 両性界面活性剤(ア ルキルグリシン塩酸 塩を成分とするもの)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	2 両性界面活性剤(ア ルキルグリシン塩酸 塩を成分とするもの)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの				
2 両性界面活性剤(ア ルキルグリシン塩酸 塩を成分とするもの)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	2 両性界面活性剤(ア ルキルグリシン塩酸 塩を成分とするもの)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの						
2 両性界面活性剤(ア ルキルグリシン塩酸 塩を成分とするもの)	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの								

2 菌 抗酸	結核菌及び コ	家きんサルモ ネラ感染症 るためのもの	踏込消毒槽そ の他これに準ず る設備であつて 、身体を消毒す るためのもの	消毒薬噴霧装 置その他これに 準ずる設備であ つて、車両を消 毒するためのもの	消毒薬噴霧装 置その他これに 準ずる設備であ つて、身体、車 両内部等を消毒 するためのもの	るためのもの	踏込消毒槽そ の他これに準ず る設備であつて 、身体を消毒す るためのもの	消毒薬噴霧装 置その他これに 準ずる設備であ つて、車両を消 毒するためのもの
2 1 かの消毒薬 石炭乳（十パー セント以上） 両性石けん	6 その他の医薬品 である消毒薬	5 水酸化ナトリウ ム溶液（二パー セント）	4 炭酸ナトリウム 溶液（四パーセ ント）	3 （次亜塩素酸ナト リウムを成分とす るもの）	2 ピグアナイド系 消毒薬（グルコン 酸クロルヘキシジ ン等）	1 アルコール類（ エタノール又はイ ソプロパノールを 成分とするもの）	次の掲げるいづれ かの消毒薬	2 次の掲げるいづれ かの消毒薬
炭疽	結核病	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これ に準ずる設備であつて、 身体を消毒するためのもの
3 ハロゲン化合物（次 亜塩素酸ナトリウムを 成分とするもの）	4 炭酸ナトリウム溶液 （四％）	5 水酸化ナトリウム溶 液（二％）	ハロゲン化合物（次亜 塩素酸ナトリウムを成 分とするもの）	ハロゲン化合物（ヨー ドホルを成分とするも の）	ハロゲン化合物（ヨー ドホルを成分とするも の）	ハロゲン化合物（ヨー ドホルを成分とするも の）	ハロゲン化合物（ヨー ドホルを成分とするも の）	ハロゲン化合物（ヨー ドホルを成分とするも の）

3 菌 芽胞		炭疽及び腐蛆		踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体、車両内部等を消毒	<p>3 その他の医薬品である消毒薬 次に掲げるいずれかの消毒薬</p> <p>1 アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの）</p> <p>2 ハロゲン塩製剤（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの）</p> <p>3 その他の医薬品である消毒薬 次に掲げるいずれかの消毒薬</p> <p>1 両性石けん液</p> <p>2 炭酸ナトリウム溶液（四パーセント）</p> <p>3 水酸化ナトリウム溶液（二パーセント）</p> <p>4 その他の医薬品である消毒薬 次に掲げるいずれかの消毒薬</p> <p>1 ハロゲン塩製剤（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの）</p> <p>2 その他の医薬品である消毒薬 次に掲げるいずれかの消毒薬</p> <p>1 次の消毒薬</p> <p>1 ハロゲン塩製剤（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの）</p>	<p>消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体、車両内部等を消毒</p> <p>1 次の消毒薬</p> <p>1 ハロゲン塩製剤（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの）</p>
ナ プ ラ ズ マ		踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	<p>1 両性界面活性剤（アルキルジグリシン塩を成分とするもの）</p> <p>2 炭酸ナトリウム溶液（四％）</p> <p>3 水酸化ナトリウム溶液（二％）</p>	<p>消毒薬</p> <p>1 消石灰液（一〇％）</p> <p>2 両性界面活性剤（アルキルジグリシン塩を成分とするもの）</p> <p>3 逆性石けん（塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）</p> <p>1 アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの）</p> <p>2 次の消毒薬</p> <p>1 炭酸ナトリウム溶液（四％）</p> <p>2 水酸化ナトリウム溶液（二％）</p>		

	4 コプラ マイ ズマ及 びリケ ッチア	
	ナ プラ ズマ 病 牛肺疫及びア	
の 毒 する ため の も	踏込消毒槽そ の他これに準ず る設備であつて 、身体を消毒す るためのもの	する ため の も の 毒 する ため の も
3 3 である 消毒 薬	2 2 である 消毒 薬	2 2 である 消毒 薬
3 3 である 消毒 薬	2 2 である 消毒 薬	2 2 である 消毒 薬

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、家畜伝染病予防法施行規則（次項において「規則」という。）第五十六条の三、第五十六条の八、第五十六条の九、第五十六条の二十七、第五十六条の三十二、第五十六条の三十四及び第五十六条の三十五に係る改正規定は、平成三十一年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 この省令による改正後の規則第五十六条の三第二号、第五号、第十号及び第十一号に掲げる家畜伝染病病原体（同条第十号及び第十一号に掲げる家畜伝染病病原体については、血清亜型がH7N9であるものに限る。）に係る家畜伝染病予防法第四十六条の五第一項の許可を受けようとする者は、施行日の前においても、その申請を行うことができる。